

# 令和8年度 就学援助制度のお知らせ

一関市教育委員会

一関市では、お子さんが小中学校に就学するにあたり、経済的な理由でお困りの保護者に対して、給食費や学用品費の一部など就学上必要な経費を援助しています。

失業や転職等により家計が急変し経済的にお困りの方、お子さんの教育費に不安を感じている方は、お子さんの通学している学校へご相談ください。

## ○ 就学援助の対象となる方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護の停止又は廃止を受けた方
- (3) 世帯全員が市民税の減免を受けている又は非課税である方
- (4) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方
- (5) 児童扶養手当を全額受給している方
- (6) その他経済的理由で就学が困難である方

※基準に該当する可能性のある方は、申請していただくことをおすすめします。

## ○ 令和8年度の申請について

申請を希望する場合は、下記の申請書類をお子さんが通学している学校に提出してください。

※小学校と中学校にきょうだいがいる場合は小学校に提出してください。

【提出期限】 **令和8年2月6日(金)** ※提出期限後の申請はお子さんが通学している学校にご相談ください。

【申請書類】 申請書類は学校・教育委員会学校教育課(花泉支所3階)・各支所地域振興課・児童保育課(一関保健センター内)で配布しています。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

- (1) 就学援助費受給申請書(様式1)
- (2) インターネットの通信費用が確認できる書類の写し  
※自宅でオンライン学習をするためのインターネット環境がある世帯
- (3) 振込口座の通帳の写し ※新規申請の方及び振込先口座に変更がある方は必ず添付願います。
- (4) 添付書類 申請理由ごとに以下の書類を添付してください。

申請理由	必要な証明書等
生活保護を受けている	生活保護受給証明書または保護決定通知書の写し
生活保護の停止又は廃止を受けた	保護の停止または廃止決定通知書の写し
市民税の減免を受けている	減免決定通知書の写し
市民税が非課税である	添付書類不要
国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている	減免又は徴収猶予を受けていることを証明する書類の写し
児童扶養手当を <u>全額受給</u> している	児童扶養手当証書の写し
経済的理由で就学が困難である	添付書類不要 ただし、就学援助費受給申請書の特記事項欄を記入した方は次の書類をご用意ください。 (1)主たる生計維持者が失業し、経済状況が著しく悪化した。 *失業中であることを証明する書類 例:退職証明書(勤務先で発行)、雇用保険受給資格証明書(ハローワークで発行)の写し等 (2)勤務先が変わり、経済状況が著しく悪化した。 *現在の勤務先の給与明細書(直近3か月分)又は賃金形態(基本給、時給、週の労働日数等)が分かる書類の写し

※状況に応じて上記以外に審査に必要な書類の提出を依頼する場合があります。

(裏面もご覧ください。)

○援助の内容 ※令和7年度の支給内容です。

費 目	金 額 (年 額)	
	小学校	中学校
学用品費	11,630 円	22,730 円
新入学児童生徒学用品費 ※中途認定を除く	57,060 円	63,000 円
通学用品費 ※新入学児童生徒学用品費支給対象者を除く	2,270 円	2,270 円
修学旅行費	保護者負担分(補助対象分)	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	限度額 3,690 円	限度額 6,210 円
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	限度額 1,600 円	限度額 2,310 円
PTA 会費	限度額 3,450 円	限度額 4,260 円
生徒会費	4,650 円	5,550 円
クラブ活動費	限度額 2,760 円	30,150 円
オンライン学習通信費	15,000 円	15,000 円
卒業アルバム代	限度額 11,000 円	限度額 10,000 円
学校給食費、医療費	保護者負担分	

※生活保護を受けている方は、「修学旅行費」及び「医療費」のみ対象です。

※認定日が5月1日以降となる方は、月割りでの支給になります。

○審査結果の通知

新入学児童生徒学用品費（新1年生対象）の支給に係る審査結果は令和8年3月に、その他の支給費目に係る審査結果は令和8年6月に通知します。

<お問い合わせ先>

お子さんの通学している各小中学校

または教育委員会 学校教育課（電話 82-2239）

令和8年4月に小学校に入学される児童の保護者の皆様へ

## 令和8年度 就学援助制度のお知らせ

一関市教育委員会

一関市では、お子さんが小中学校に就学するにあたり、経済的な理由でお困りの保護者に対して給食費や学用品費の一部など就学上必要な経費を援助しています。

失業や転職等により家計が急変し経済的にお困りの方、お子さんの教育費に不安を感じている方は、お子さんの通学している学校へご相談ください。

### ○ 就学援助の対象となる方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護の停止又は廃止を受けた方
- (3) 世帯全員が市民税の減免を受けている又は非課税である方
- (4) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方
- (5) 児童扶養手当を全額受給している方
- (6) その他経済的理由で就学が困難である方

※基準に該当する可能性のある方は、申請していただくことをおすすめします。

### ○ 令和8年度の申請について

申請を希望する場合は、下記の申請書類を**入学予定の学校**に提出してください。

**【提出期限】 入学予定校の1日入学の日** ※提出期限後の申請は入学予定の学校にご相談ください。

**【申請書類】** 申請書類は**学校・教育委員会学校教育課（花泉支所3階）・各支所地域振興課・児童保育課（一関保健センター内）**で配布しています。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

- (1) 就学援助費受給申請書（様式1）
- (2) インターネットの通信費用が確認できる書類の写し  
※自宅でオンライン学習をするためのインターネット環境がある世帯
- (3) 振込口座の通帳の写し ※新規申請の方及び振込先口座に変更がある方は必ず添付願います。
- (4) 添付書類 申請理由ごとに次の書類を添付してください。

申請理由	必要な証明書等
生活保護を受けている	生活保護受給証明書または保護決定通知書の写し
生活保護の停止又は廃止を受けた	保護の停止または廃止決定通知書の写し
市民税の減免を受けている	減免決定通知書の写し
市民税が非課税である	添付書類不要
国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている	減免又は徴収猶予を受けていることを証明する書類の写し
児童扶養手当を <u>全額受給</u> している	児童扶養手当証書の写し（氏名・金額の確認できる部分）
経済的理由で就学が困難である	添付書類不要 ただし、就学援助費受給申請書（様式1）の特記事項欄を記入した方は次の書類をご用意ください。 (1)主たる生計維持者が <b>失業し、経済状況が著しく悪化した。</b> *失業中であることを証明する書類 例：退職証明書（勤務先で発行）、雇用保険受給資格証明書（ハローワークで発行）の写し等 (2)勤務先が <b>変わり、経済状況が著しく悪化した。</b> *現在の勤務先の給与明細書（直近3か月分）又は賃金形態（基本給、時給、週の労働日数等）が分かる書類の写し

※状況に応じて上記以外に審査に必要な書類の提出を依頼する場合があります。

（裏面もご覧ください。）

**○援助の内容** ※令和7年度の支給内容です。

費 目	金 額 (年 額)	
	小学校	中学校
学用品費	11,630 円	22,730 円
新入学児童生徒学用品費 ※中途認定を除く	57,060 円	63,000 円
通学用品費 ※新入学児童生徒学用品費支給対象者を除く	2,270 円	2,270 円
修学旅行費	保護者負担分(補助対象分)	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	限度額 3,690 円	限度額 6,210 円
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	限度額 1,600 円	限度額 2,310 円
PTA 会費	限度額 3,450 円	限度額 4,260 円
生徒会費	4,650 円	5,550 円
クラブ活動費	限度額 2,760 円	30,150 円
オンライン学習通信費	15,000 円	15,000 円
卒業アルバム代	限度額 11,000 円	限度額 10,000 円
学校給食費、医療費	保護者負担分	

※生活保護を受けている方は、「修学旅行費」及び「医療費」のみ対象です。

※認定日が5月1日以降となる方は、月割りでの支給になります。

**○審査結果の通知**

新入学児童生徒学用品費（新1年生対象）の支給に係る審査結果は令和8年3月に、その他の支給費目に係る審査結果は令和8年6月に通知します。

**○新入学児童生徒学用品費の入学前支給について**

申請期限までに申請し認定された場合、入学前（3月）に支給します。

<お問い合わせ先>

入学予定の小学校

または教育委員会 学校教育課（電話 82-2239）

令和8年度 就学援助費受給申請書

一関市長 様

私(申請人)は、以下の2点について、同意と承諾の上、就学援助費の受給申請を行います。

- ①一関市教育委員会が、本申請にかかり、私の属する世帯員全員の市民税課税台帳等の認定に必要な情報を閲覧及び照会すること。
- ②援助費の対象となる学校諸経費(教材費等)に滞納が生じた場合には、援助費の受領等について校長へ委任すること。

		申請年月日		令和	年	月	日
申請者 (保護者の氏名)	氏名	住所		〒 - - TEL - -			
前年度の申請状況	<input type="checkbox"/> 認定	<input type="checkbox"/> 不認定	<input type="checkbox"/> 申請なし				

※R8.4.2現在の状況を記入してください。

児童生徒	学校名・学年 (年齢が若い順に記入して下さい)	フリガナ	申請者 との続柄	生年月日	年齢 (R8.4.2満年齢)
	小・中学校 (年)			平成 令和	
	小・中学校 (年)			平成 令和	
	小・中学校 (年)			平成 令和	
	小・中学校 (年)			平成 令和	
	小・中学校 (年)			平成 令和	

※世帯員全員の世帯状況を記入してください。 ※同居の世帯員も記入してください。 ※同居の世帯員も記入してください。 ※同居の世帯員も記入してください。 ※同居の世帯員も記入してください。 ※同居の世帯員も記入してください。 ※同居の世帯員も記入してください。 ※同居の世帯員も記入してください。	フリガナ	申請者 との続柄	生年月日	年齢 (R8.4.2満年齢)	職業、学校	
				MTSHR		
				MTSHR		
				MTSHR		
				MTSHR		
				MTSHR		
				MTSHR		
				MTSHR		

住居 1 持家 2 借家：家賃(月 円)

自宅でのインターネット環境  有  無  
 ※通信費用が確認できる書類の写しを添付してください。(例：通信会社から発行される通信費の明細書等)

申請理由 ※該当する番号に○をつけてください。(7)に該当する場合は、具体的な申請理由を記入してください。

(1) 生活保護を受けている (5) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている  
 (2) 生活保護の停止または廃止を受けた( 年 月 日) (6) 児童扶養手当を全額受給している  
 (3) 市民税が非課税である(世帯全員) (7) 経済的理由で就学が困難である  
 (4) 市民税の減免を受けている(世帯全員)

「(7)」の場合の具体的な申請理由 [ ]

特記事項 該当する場合は、に✓を記入してください

失業、長期療養等により、経済状況が著しく悪化した( 年 月から) ※失業中、長期療養中の者の氏名( )

勤務先が変わり、経済状況が著しく悪化した( 年 月から) ※勤務先が変わった者の氏名( )

※認定された場合の振込先 《下記「委任状」により、援助費を校長に委任する場合は、記入不要です。》

振込先	金融機関	銀行・信用金庫 支店 農協・労働金庫	フリガナ	口座名義
	口座番号	1 総合・普通 2 当座		

委任状 就学援助費の請求、受領、支払い及び返還に関する一切の権限を、在学する校長に委任します。

申請者(保護者)名 \_\_\_\_\_

※教育委員会記入欄

校長印

申請に必要な書類

(1) 就学援助費受給申請書

同居する家族全員(世帯分離している同居家族も含む)及び単身赴任等により別な住所地に居住しているが生計を同一にしている方の情報を記入してください。

(2) 添付書類

ア. 申請理由ごとに下記の一覧を参照のうえ、添付してください。

イ. 通信費用が確認できる書類の写し(通信会社から発行される通信費の明細書等)※家庭にインターネット環境が整備されている場合

ウ. 保護者等及び同一生計世帯員で一関市に住民登録していない方がいる場合は、その方の当該年度の所得課税扶養証明書(住所地で発行)

申請理由別添付書類一覧

	申請理由 ※()内の数字は申請書の申請理由番号	添付書類	発行元
添付書類	(1) 生活保護を受けている方	生活保護受給証明書または保護決定通知書の写し	市役所福祉事務所
	(2) 生活保護の停止又は廃止を受けた方	保護の停止または廃止決定通知書の写し	市役所福祉事務所
	(3) 市民税が非課税である方	提出不要	/
	(4) 市民税の減免を受けている方	減免決定通知書の写し	市役所市民税課
	(5) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方	減免又は徴収猶予を受けていることを証明する書類の写し	市役所市民税課
	(6) 児童扶養手当全額受給の方	児童扶養手当証書の写し	保健センター 児童保育課
	(7) 経済的理由で就学が困難な方	①、②に該当する方は、次の書類をご提出ください。 <b>①勤務先が前年と変わった方</b> ・現在の勤務先の給与明細書(最近3ヶ月程度)または、 ・賃金形態(基本給、時給、週の労働日数等)がわかる書類の写し <b>②主たる生計維持者が失業した方</b> ・失業中であることを証明する書類 ・退職証明書(勤務先で発行) ・ハローワークカードまたは雇用保険受給資格証明書(ハローワークで発行)の写し等	/

※そのほか、学校を通じて必要な書類の提出を求める場合があります。

※ご不明な点は、学校または一関市教育委員会学校教育課(TEL0191-82-2239)へお問い合わせください。

# 記入例

## 令和8年度 就学援助費受給申請書

私(申請人)は、以下の2点について、同意と承諾の上、就学援助費の受給申請を行います。

- ①一関市教育委員会が、本申請にかかり、私の属する世帯員全員の市民税課税台帳等の認定に必要な情報を閲覧及び照会すること。
- ②援助費の対象となる学校諸経費(教材費等)に滞納が生じた場合には、援助費の受領等について校長へ委任すること。

申請者 (保護者の氏名)		氏名	一関 太郎	住所	〒 021 - 0000 一関市00001-2-3	申請年月日	令和 年 月 日
前年度の申請状況		<input checked="" type="checkbox"/> 認定	<input type="checkbox"/> 不認定	<input type="checkbox"/> 申請なし			
						TEL 0191 - 21 - 0000	

児童生徒	年齢の若い順 ↓	学校名・学年 (年齢が若い順に記入して下さい)	フリガナ	続柄	生年月日	年齢
		00 小・中学校 (4年)	イチノセキ 一郎	長男	平成 令和 28.8.2	9
00 小・中学校 (3年)	イチノセキ 花子	長女	平成 令和 23.6.12	14		
		小・中学校 (年)			平成 令和	
		小・中学校 (年)			平成 令和	
		小・中学校 (年)			平成 令和	

R8.4.2現在の状況を記入して下さい

年齢の若い順 ↓	フリガナ	続柄	生年月日	年齢	職業、学校
	イチノセキ 次郎	次男	MTSHR 4.3.1	4	
イチノセキ 次子	妻	MTSHR 63.4.16	37	パート(スーパー●●)	
イチノセキ 太郎	本人	MTSHR 59.9.8	41	(有)△△商事 (株)●●会社 一関太郎	
		MTSHR			
		MTSHR			
		MTSHR			

(注)誤記等の修正には、修正液等を使用せず、訂正署名をしてください。

住居 1 持家  2 借家：家賃(月 35,000 円)

自宅でのインターネット環境  有  無  
 自宅オンライン学習をするためのインターネット環境がある世帯には、オンライン学習通信費を支給します。この申請後に、インターネット環境を整備したときはその旨を届けた月から支給を開始しますので、整備完了後に学校にご相談ください。  
 ※通信費用が確認できる書類の写しを添付してください。(例：通信会社から発行される通信費の明細書等)

申請理由 ※該当する番号に○をつけてください。(7)に該当する場合は、具体的な申請理由を記入してください。

(1) 生活保護を受けている (5) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている  
 (2) 生活保護の停止または廃止を受けた( 年 月 日) (6) 児童扶養手当を全額受給している。  
 (3) 市民税が非課税である(世帯全員) (7) 経済的理由で就学が困難である。  
 (4) 市民税の減免を受けている(世帯全員)  
 [(7)の場合の具体的な申請理由]

特記事項 該当する場合は、にを記入してください

失業、長期療養等により、経済状況が著しく悪化した( 年 月から) ※失業中、長期療養中の者の氏名( )  
 勤務先が変わり、経済状況が著しく悪化した( 令和7年8月から ) ※勤務先が変わった者の氏名( 一関 太郎 )

※認定された場合の振込先 《下記「委任状」により、援助費を校長に委任する場合は、記入不要です。》

振込先	金融機関	△△	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 信用金庫	<input type="checkbox"/> 支店	フリガナ	イチノセキ 太郎
	口座番号	① 総合・普通 2 当座	● ● ● ● ● ● ● ●			口座名義	一関 太郎

委任状 就学援助費の請求、受領、支払い及び返還に関する一切の権限を、在学する校長に委任します。

申請者(保護者)名 \_\_\_\_\_

※教育委員会記入欄

校長 認 印

申請に必要な書類

(1) 就学援助費受給申請書

同居する家族全員(世帯分離している同居家族も含む)及び単身赴任等により別な住所地に居住しているが生計を同一にしている方の情報を記入してください。

(2) 添付書類

ア. 申請理由ごとに下記の一覧を参照のうえ、添付してください。

イ. 通信費用が確認できる書類の写し(通信会社から発行される通信費の明細書等)※家庭にインターネット環境が整備されている場合

ウ. 保護者等及び同一生計世帯員で一関市に住民登録していない方がいる場合は、その方の当該年度の所得課税扶養証明書(住所地で発行)

申請理由別添付書類一覧

	申請理由 ※()内の数字は申請書の申請理由番号	添付書類	発行元
添付書類	(1) 生活保護を受けている方	生活保護受給証明書または保護決定通知書の写し	市役所福祉事務所
	(2) 生活保護の停止又は廃止を受けた方	保護の停止または廃止決定通知書の写し	市役所福祉事務所
	(3) 市民税が非課税である方	提出不要	/
	(4) 市民税の減免を受けている方	減免決定通知書の写し	市役所市民税課
	(5) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方	減免又は徴収猶予を受けていることを証明する書類の写し	市役所市民税課
	(6) 児童扶養手当全額受給の方	児童扶養手当証書の写し	保健センター 児童保育課
	(7) 経済的理由で就学が困難な方	①、②に該当する方は、次の書類をご提出ください。 <b>①勤務先が前年と変わった方</b> ・現在の勤務先の給与明細書(最近3ヶ月程度)または、 ・賃金形態(基本給、時給、週の労働日数等)がわかる書類の写し <b>②主たる生計維持者が失業した方</b> ・失業中であることを証明する書類 ・退職証明書(勤務先で発行) ・ハローワークカードまたは雇用保険受給資格証明書(ハローワークで発行)の写し等	/

※そのほか、学校を通じて必要な書類の提出を求める場合があります。

※ご不明な点は、学校または一関市教育委員会学校教育課(TEL0191-82-2239)へお問い合わせください。